

## 会議所のつづき

1月19日、地元選出衆議・県議・市議をはじめ関係機関・関係団体、当所役員・議員など108名が参加し、加古川プラザホテルで新春議員懇談会を開催しました。開会の挨拶で山本会頭は「物価高騰や人材不足など企業経営は厳しい状況ですが、当地域は東播磨で新規事業を進展しつつある。この好機を逃すことなく、商工会議所と加古川市など関係機関が緊密に連携を図り『MAKE KAKOGAWA GREAT AGAIN』をスローガンに加古川を再び元気で活気あふれるまちにしましよう」と述べました。岡田市長、野北県民局長、渡海衆院議員の祝辞に続き、中村市議会議長が加古川の地酒、(名岡田本家の「盛典」で乾杯の発声を行い、参加者は和やかに懇談しました。

参加者は13名

12月8日、(株)ライフデザインラボ代表取締役の村山寛樹氏を講師に「求人採用と『人が生きる』辞めない職場づくりのコツ」と題したセミナーを開催しました。会社の命運を左右する人材確保について、効果が期待できる採用活動のポイント、また採用した人材に長く活躍してもらうためのコツを解説しました。採用活動が上手くいかない理由として「自社に魅力がないから」と述べ、有効な求人媒体の使い方や散りばめるべきキーワード等を解説しました。また、人材が定着しない理由として誤解されがちですが、そもそも同じく「仕事がきついから」と見えないケースが多いことを述べ、有効な求人媒体の使い方や散りばめるべきキーワード等を解説しました。それでも同様に「仕事がきついから」と誤解されがちですが、未来へ伝えることが有用であると説明しました。

参加者は7名

12月12日、A-Iを活用した人材確保セミナーを開催し、第一部では12月8日と同じく(株)ライフデザインラボ代表取締役の村山寛樹氏の「人材確保・育成のためのDX活用戦略セミナー」を、第二部では加古川税務署総務課長の善光哲治氏による「事業者のデジタル化推進とデジタルシームレスの世界へ」と題した講演を行いました。第一部では、新トレンドやデジタルツール活用の視点、定着率向上につながる導入効果予測に加え、戦略的施策の策定ポイントについて、成功事例を基に解説がありました。第二部では、インボイス制度はじめとする法改正への対応として、事業者がDX化を進めた場合のメリットを紹介し、導入資金の補助例としてIT導入補助金を紹介しました。

**価格と精度なら負けません**

金属部品加工・精密機械部品製造 株式会社 **テクノ・オカダ** Techno OKADA

〒675-1213  
加古川市上荘町国包205-6  
079-438-7030

決算申告の準備はおすすめですか？

## 令和7年分確定申告決算準備相談会のご案内

当所では、下記の日程により、会員事業所の皆様の決算申告準備のお手伝いをいたします。相談会は本所での開催のみとなり、完全予約制とさせていただきますので、事前にお電話でご予約いただきますようお願ひいたします。※株式譲渡及び不動産譲渡の申告は相談対象外となりますことご容赦ください。

相談日	相談会場	相談時間
2月18日(水)	加古川商工会議所 (展示ホール)	9:30~16:00 (1枠/60分)
2月19日(木)		① 9:30~
2月26日(木)		② 10:30~
2月27日(金)		③ 13:00~
3月2日(月)		④ 14:00~
3月3日(火)		⑤ 15:00~

### ●ご持参願いたいもの

- 令和5年・6年分所得税の決算書(控)及び申告書(控)
- 帳簿及び原始記録(帳簿等の合計欄は必ず計算しておいて下さい)
- 生命保険料、地震保険料、国民健康保険、国民年金、その他控除を受ける証明書等
- 令和5年・6年分消費税申告書(控)及び付表(控)
- 税務署から郵送されてきた書類一式(「確定申告のお知らせ」ハガキ等)
- インボイス登録日がわかる書類(適格請求書発行事業者の登録通知書等)
- 本人確認書類(運転免許証、マイナンバーカード等)
- マイナンバー確認書類(マイナンバーカード、マイナンバー通知書、住民票等)

**【ご準備ください】**

令和7年分以降より、「特定親族特別控除の創設」と「扶養親族等の所得要件の改正」が細分化されました。対象となる控除金額の確認のため、申告者の扶養親族の収入がわかる書類、または左記の必要事項をご記入の上、相談会当日にご持参ください。

○配偶者の令和7年中の合計所得金額  
配偶者氏名・年齢、①給与所得の収入金額・所得金額、②給与所得以外の所得の合計額、配偶者の特定親族の令和7年中の合計所得金額  
特定親族の氏名、特定親族の令和7年中の合計収入金額・合計所得金額

※「特定親族」とは、申告者と生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の親族(児童福祉法の規定により養育を委託されたいわゆる里子を含み、配偶者、青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます)で合計所得金額が58万円超123万円以下(給与所得だけの場合は、給与の収入合計が123万円超188万円以下)の人のことをいいます。

※親族が、2人以上の所得者の特定親族に該当する場合には、その親族は、これらの所得者のうちいずれか1人の特定親族にのみ該当するものとみなされます。この他にも特定親族特別控除の適用が受ける事ができない場合があります。

### !消費税申告(一般課税)の下準備のお願い!

令和5年10月以降の取引は、税額「8%」と「10%」、インボイスの「有」と「無」の4種類に分けて合計(インボイス登録日が10/1以降の方は、そちらも分けて合計)し、来所下さい。

整理せずに来所された場合は、当日中の対応をお断りする場合もありますことを了承下さい。

●お問い合わせ 加古川商工会議所 中小企業相談室 TEL079-424-3355